

記載要領＜建設工事＞

※申請時注意事項

- (1) 申請する業種については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていなければなりません。
- (2) 契約締結を行う営業所で取得している建設業許可業種のみ申請ができます。そのため、契約締結権限等の委任をしない場合は申請者（本社）で、委任をする場合は委任先の支店・営業所等で取得している建設業許可業種のための申請となります。
- (3) 申請する業種については、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に、総合評定値の記載がある業種とします。

1. 建設工事申請工種一覧表

- (1) 申請する「建設工事の種類」についてのみ、「希望順位」の欄に数字で希望順位を記入してください。申請する「建設工事の種類」が1つの場合でも「1」を記入してください。
※「希望順位」に数字の記入がない業種は登録されません。
- (2) 希望順位は、指名の際に参考にしますので、指名を希望する優先順位を記入してください。

2. 工事経歴書【市内業者のみ】

- (1) 前々年度以降（令和6年4月1日～）の主な完成工事及び着手した主な未完成工事について記入してください。
- (2) 上段部にある松山市指定給水装置工事事業者の登録の有無欄及び工事実績「推進」「管更生」「ボーイラー」「空調」「浄化槽」「解体」の各工事実績欄は、本調書が複数枚ある場合は、1枚目のみ記入してください。
また、指名の際の参考にするため、該当する場合は必ず記入してください。
- (3) 種類ごと（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事等）の実績を1枚につき1種類ごとに記入してください。なお、土木一式工事及び管工事において、「推進」「管更生」「空調」「浄化槽」の工事実績がある場合は、「発注者」の欄に（ ）で示しそれぞれ別に記入してください。
- (4) 下請した工事については、「発注者」の欄には元請業者名を、「工事名」の欄には下請工事名を記入してください。
- (5) 「請負代金額」の欄には、消費税及び地方消費税を含む金額（千円未満を切捨て）を記入してください。（下請の場合は、下請の請負代金額を記入してください。）
- (6) 上記の記載方法に従って記入しているものであれば、記載項目が同一の類似様式を使用することもできます。

3. 技術者経歴書【市内業者のみ】

- (1) 有資格技術者として計上できるのは、申請基準日（令和8年10月1日）における代表者、常勤の役員及び労災保険の適用を受けている技術者の資格に限ります。

- (2) 記入は、営業所（本社、支店及び営業所等）ごとにまとめて記入してください。
 - (3) 「実務経歴」の欄には、直近の業務のものから記入し、種類ごと（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事等）の業務に従事した地位を記入してください。
 - (4) 「経験年数」の欄には、申請時に、種類ごと（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事等）の業務に従事した期間を記入してください。
 - (5) 上記の記載方法に従って記入しているものであれば、経営事項審査申請書中の技術職員名簿等、記載項目が同一の類似様式を使用することもできます。
- ※空調・ボイラー工事等の資格は、指名の際の参考にするため、可能な限り取得している免許等を記載してください。
- ※管更生工法に関して、所属している工法協会及び取得している資格について、指名及び一般の参考にするため可能な限り記載してください。

4. 松山市公営企業局技能資格者（1級配管工）の調書及び配水管技能者登録証（公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録）の調書

- (1) 水道施設工事を申請する場合は、提出してください。（有資格者がいない場合は提出不要です。）
- (2) 有資格者として計上できるのは、申請基準日（令和8年10月1日）における代表者、常勤の役員及び労災保険の適用を受けている有資格者に限ります。
- (3) 一人の者が、両方の資格を有している場合は、両方の調書にそれぞれ記入してください。

5. 添付書類

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
 - ①許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）から送付された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付してください。
 - ②審査基準日から1年7か月以内で、最新のものを提出してください。
 - ③申請時において、審査基準日から1年7か月以内の同通知書が提出できない場合に限り、許可行政庁の受付印が押印された「経営規模等評価申請書」の写しを提出してください。この場合、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」到着後は、速やかに同通知書の写しを提出してください。同通知書が提出されるまでは、松山市競争入札参加者資格申請の正式な受付とはなっていません。

※申請基準日（令和8年10月1日）時点で有効な②がある場合は、②を提出してください。

 - ④申請時に提出した同通知書により格付を行います。（申請後に最新の通知書を取得した場合でも、最新の通知書による格付の再計算は行いません。）
- (2) 専任技術者証明書（営業所技術者等証明書）の写し又は専任技術者の一覧（営業所技術者等一覧表）等
申請時点の専任技術者証明書の写し（建設業許可申請書類様式第8号）又は専任技術者の一覧等を提出してください。
- (3) 建設業許可証等
 - ①建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し又は証明書の写しを添付してください。

- ②支店及び営業所等がある場合は、建設業許可申請書類別紙二（営業所一覧表）の写しも併せて添付してください。（本社が市内にある場合は提出不要です。）
- ③建設業の許可を変更している場合は、変更届出書の写しを添付し、最新の許可状態が分かるようにしてください。
- （４）建設業退職金共済事業加入・履行証明書【市内業者のみ】
建設業退職金共済制度に加入している方は、同証明書の写しを添付してください。
- （５）技術職員の保有する資格者証・合格証【市内業者のみ】
①「３．技術者経歴書」に記入した方の資格者証等の写しを、記入順に添付してください。
②一人が同種の資格（１級と２級、士と士補など）を保有している場合は、上位の資格のみを添付してください。
- （６）指定給水装置工事事業者証【市内業者のみ】
松山市指定給水装置工事業者に登録している場合は、同証書の写しを添付してください。
- （７）特例浄化槽工事事業者届出書【市内業者のみ】
特例浄化槽工事事業者の届出をしている場合は、同届出書の写しを添付してください。
- （８）技能資格者証、配水管技能者登録証、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証
建設工事様式４－１、４－２を提出した場合は、該当する技能資格者証（松山市公営企業局）、配水管技能者登録証（公益社団法人日本水道協会）、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（配水用ポリエチレンパイプシステム協会）の写しを添付してください。
- （９）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「雇用保険等」という。）の加入を確認する書類
＜令和８年９月１４日追記・修正＞
ア．５．（１）にて、雇用保険等の加入状況の記載が**ない**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和８年７月１日以降の**新基準**の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を提出する場合
→５．（９）の書類は**提出不要です**。
イ．５．（１）にて、雇用保険等の加入状況の記載が**ある**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和８年６月３０日以前の**旧基準**の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を提出する場合
（ア）．雇用保険等の加入状況が「有」又は「除外」の表示がある場合
→５．（９）の書類は**提出不要です**。
（イ）．加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合
→その事実を証明する次のいずれかの書類を添付してください。
- ①雇用保険の加入に関する書類（下記のいずれか）
（ｉ）雇用保険料納入証明書の写し
（ii）直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書の写し
（iii）雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し
- ※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを提出してください。
- ②健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類（下記のいずれか）

- (i) 社会保険料納入証明書の写し
- (ii) 保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）の写し
- (iii) 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し

※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。

③社会保険等の適用除外に係る誓約書

社会保険等の届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合に提出してください。